

政策会議報告書

平成29年9月5日

報告者 市民部長

件名	所沢市民文化センター改修事業に係る「実施方針」の公表及び「所沢市民間資金等活用事業選定委員会」の設置について		
要旨	<p>所沢市民文化センターの大規模改修をPFI手法を用いて進めるにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI法」という。）第5条に基づき、平成29年7月31日（月）付けで下記のとおり「実施方針」を策定し、公表いたしましたので報告します。</p> <p>「実施方針」は、策定、公表することにより、本改修についてPFI手法の導入を検討していることを周知するとともに、事業内容に対する意見等を民間事業者から聴取することで、より効率性・実効性の高い事業実施条件を検討することができるものです。</p> <p>聴取した意見等を踏まえ、必要に応じて事業内容の調整を行いながら、「所沢市民間資金等活用事業選定委員会条例」により設置する委員会での調査、審議を経た上で「特定事業の選定」（PFI法第7条）及び「民間事業者の選定」（PFI法第8条）等を行う予定です。</p> <p>なお、第1回目の委員会については、9月8日（金）の開催を予定しております。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「実施方針」にて定めた主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名称：所沢市民文化センター改修事業 ・対象施設：所沢市民文化センター ・事業方針：経年劣化対応、バリアフリー対応、天井耐震化 ・事業範囲：設計、改修、開館準備、維持管理等 ・事業契約の締結：平成30年6月（予定） ・事業期間：事業契約締結日～平成42年3月31日 ・募集及び選定方法：公募型プロポーザル方式 ・その他（事業スケジュール、審査及び優先交渉権者決定の手順、参加資格要件など） 		
所管名	市民部 文化芸術振興課	電話番号	04-2998-9211

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。